札幌市雑がみ等売払い要綱

令和８年２月12日　環境局長決裁

（目　的）

第１条　この要綱は、札幌市一般廃棄物処理実施計画に基づく雑がみの資源化において選別・保管された雑がみ規格外品及び主要古紙（以下「雑がみ等」という。）を適正に売却することによって、清掃事業を効率的に行う上での自主財源を確保するとともに、再生資源としての有効利用を図ることを目的とする。

２　雑がみ等を売却するに当たっての取扱いについては、札幌市契約規則等関係法令に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。ただし、雑がみ再資源化業務により選別される雑がみ及び主要古紙の売却については、当該業務仕様によって定める。

（定　義）

第２条　この要綱において「雑がみ」とは、「汚れた紙」以外の紙類をいう。「汚れた紙」とは、使用済みのティッシュ及び紙おむつ、軽くすすいでも汚れの落ちない紙をいう。

２　この要綱において「雑がみ規格外品」とは、本市の雑がみ選別施設において「雑がみ」から匂いの付いた紙類を取り除き、プレス加工したものをいう。

３　この要綱において「主要古紙」とは、本市の雑がみ選別施設においてプレス加工された新聞、雑誌、段ボール又は紙パックをいう。

（売払いの条件）

第３条　雑がみ等は、個人又は法人であって、次の各号に定める条件（別紙資料）のすべてを満たすことのできる者に売却するものとする。

⑴　雑がみ等を、自ら再資源化又は再資源化を確実に履行できる者に引き渡すことができることなど受入体制が確立していること。

⑵　本市が予定する雑がみ等の売却量を、本市の雑がみ選別施設から確実に搬送できる人員及び車両等を有していること。

⑶　雑がみ等の搬出に当たり、必要な有資格者及び機材等を有していること。

⑷　札幌市競争入札参加資格者として登録されていること。

⑸　次のいずれかに該当しないこと。

イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第６号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第２条第２号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

ロ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

へ　暴力団又は暴力団員に、この契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。

（売払い条件確認申請）

第４条　雑がみ等の買取りを希望する者は、事前に、前条の売払い条件に適合することを証明する書類を添付して、雑がみ規格外品［主要古紙］売払い条件確認申請書（様式１）を提出するものとする。

（売払い条件確認通知）

第５条　環境事業部長は、前条の規定に基づく申請があったときは、これを審査し、第３条の条件に適合すると認められる者に対して、雑がみ規格外品［主要古紙］売払い条件確認通知書（様式２）を交付する。なお、確認通知書は、当該年度に限り有効とする。

（売却先及び価格の決定）

第６条　売却先及び価格は、一般競争入札により決定する。ただし、環境事業部長が必要と認めた場合は、この限りでない。

（売払い契約）

第７条　契約は、前条により決定した売却先と締結するものとする。

２　契約期間は、原則として１月単位とする。ただし、環境事業部長が必要と認めた場合は、この限りでない。

（売払い量の確認）

第８条　雑がみ等の売却量は、契約期間中に本市の雑がみ選別施設から搬出される量とし、その搬出量は、搬出時に本市の雑がみ選別施設の計量所において簡易計量を行った後に、契約者が搬入した再資源化施設又は積替施設の計量所において計量し確認する。ただし、水分検出器により水分の含有量が12％を超えていることを証明できる場合には、超過した水分相当量を控除することができる。

（売却代金の徴収及び納入の期限）

第９条　循環型社会推進課長は、前条に基づき算定した雑がみ等売却代金を調定し、納入通知書を契約者に送付する。

２　売却代金の納入期限は、納入の通知をする日から２０日（当該日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に当たるときは、順次繰り下げた日）とする。

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は環境事業部長が定める。

附　則

この要綱は、平成２１年６月１０日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年３月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年３月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年１月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年２月15日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年２月12日から施行する。